

山万株式会社の鉄道事業の旅客運賃上限変更認可申請に関する  
意見募集において提出されたご意見及びそれらに対する考え方

○パブリックコメント意見提出数：4件

○意見募集期間：令和8年3月26日（木）～令和8年4月9日（木）

項番	提出されたご意見	ご意見に対する考え方
1	<p>短文で良くまとまった変更を必要とする理由である。</p> <p>しかしながら惜しいことに、「地域に密着した鉄道」と文書中謳っておきながら、佐倉市との関係性に言及していない。</p> <p>当然にこの値上げは佐倉市と議論済みでかつ佐倉市も了承済みであるとの理解で良いかの確認とともに、佐倉市が了承した根拠をお示しいただきたい。</p> <p>なお、あり得ないとは考えるが、佐倉市と何等の議論もしていないのであれば、貴社の独断による暴挙と断じざるを得ない。</p>	<p>申請者によると、佐倉市との対応については、改定する旨と改定後に設定する予定の実施運賃について報告しているとのこと。</p>
2	<p>運賃改定を機に、新型車両の導入に踏み切るか注目します。</p>	<p>申請者によると、運賃改定に関係なくかねてより新型車両の導入は検討しているものの、日本で唯一の中央案内軌条式の新交通システム車両という特殊性から、発注先が見つからないのが現状であり、今後も引き続き対応していくとのこと。</p>
3	<p>国交省管轄の事業分野にて賃上げのための政策が多く実施しており、この観点から今回の運賃改定により、従業員の賃上げに繋がることを期待する。</p> <p>一方で運賃改定による定期券値上げは労働者、雇用主の社会保険料の更なる増加につながり、定期券の値上げをすれば社会保険料が上がり、手取りは減ってしまう。これは国交省の政策とは矛盾してしまう。</p> <p>この点についてどう国交省はお考えか？管轄外だから知らないという回答以外で何か実施していること、実施することはあるのか。</p>	<p>当局としましては、定期券を含めた値上げによって、社会保険料が増加する可能性があることは承知しておりますが、今般の申請については鉄道事業法第16条第2項に基づき、鉄道事業の収支により、能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものを超えないものであるかどうか審査して認可いたしました。</p>
4	<p>1. 鉄道事業法施行規則32条4項の記載がないが、実施運賃の予定について申請者に示していただきたい。</p>	<p>1について</p> <p>申請者によると、大人普通運賃260円を実施運賃として設定する予定とのこと。</p> <p>なお、詳細は認可後に改めてお知らせするとのことですが、申請者のホームページにて申請内容は</p>

	<p>2. 定期券の割引率を引き下げているが、申請者に意図を示していただきたい。</p> <p>3. 「実測換算中心キロ程表」について、</p> <p>(1) 鉄道事業法施行規則 32 条に求められている書類か（均一制において、収入見込みに関係ないと思われるがいかがか）</p> <p>(2) キロ程が 0.1km 単位でしか示されていないが、距離程があっているか。</p> <p>4. 「収入原価総括表」について</p> <p>(1) 収支率が申請時の推定でも低い、赤字をどのように賄う予定か</p> <p>(2) 配当所要額が、実績値、推定値で大きく異なるが、算定要領に反しないか。すなわち、「払込資本金に対し 10% 配当に必要な額の鉄軌道事業分担額」とすれば、増資・減資がなければ、一定額となると思われる。申請者及び運輸局双方に見解を伺いたい。</p> <p>5. e-gov の仕様について、ワードファイルの「意見募集様式」をダウンロード必須な「意見募集要領（提出先を含む）」にし</p>	<p>じめ、実施予定運賃についても掲載されております。</p> <p><a href="https://yamaman.co.jp/news/news.php?id=54">https://yamaman.co.jp/news/news.php?id=54</a></p> <p>2 について</p> <p>申請者によると、運行本数の最適化や各施設の節電など経営合理化に継続して取り組んでまいりましたが、今後とも鉄道事業を維持し、安心・安全・安定輸送を継続するため、不足する費用の一部についてお客様にご負担をお願いするものとのことです。</p> <p>なお、割引率の引き下げにおいては、通勤定期のみ行っており、通学定期につきましては家庭の負担に配慮し割引率を引き上げているとのことです。</p> <p>3 について</p> <p>(1) について、鉄道事業法施行規則第 32 条第 3 項に基づき、旅客運賃の上限の額の算出の基礎として、申請者より提出されたものです。</p> <p>なお、当局としては、当申請の添付書類に足るものと判断し、受理いたしました。</p> <p>(2) について、実測換算中心キロ程に小数点第 2 位以下で四捨五入を行った上で、正しく記載されております。</p> <p>4 について</p> <p>(1) について、申請者によると、主たる事業は不動産事業であり、公共交通事業は不動産事業の補完的事業のため、収支については一体的にみているとのことです。</p> <p>(2) について、申請者及び当局としましては、推定値（平年度）は、算定要領上の「払込資本金に対し 10% 配当に必要な額の鉄軌道事業分担額」に基づき算定しており、実績値は、申請者の実績に基づいた値としており、いずれも適正に算定されているものです。</p> <p>5 について</p> <p>貴重なご意見として承りました。</p>
--	---	--

	<p>ていることは、e-gov で意見を提出する際に必須でない資料をダウンロードさせている点で不適當である。一方で、上下運賃変更認可申請書を閲覧せずとも e-gov で意見提出が可能な「関連資料、その他」に設定していることも不適當である。</p>	
--	---	--